

ITF 港湾部会加盟組織 各位

電子回状 No 105/D/2020

2020年3月24日

### 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する港湾労働者の立場

世界は今、COVID-19 の世界的パンデミックの進行に取り組んでおり、我々は前例のない状況下に置かれています。世界の貨物の 90%以上が海上運送で運ばれる中、世界中の港湾労働者は、サプライチェーンの安定維持、そして医療機器や必要物資を含む貨物が最終目的地へ輸送されることを確保し、このパンデミックと闘う上で、極めて重要な役割を果たしています。ITF は状況を注意深く監視しており、また港湾部会は海に関わる全ての労働者保護のため、船員部会と緊密に連携しています。

多くの国がロックダウン(都市封鎖)を実施し、住民に自宅待機を指示していますが、港湾労働者は COVID-19 の危険にさらされながら港で働かざるを得ません。我々は加盟組合と連携しながら、ターミナルオペレーターと各国の運輸行政当局に対して次のように求めています：

- ウイルス感染を最小化する為の業務再編
- 最前線で働く全ての港湾労働者に対する適切な感染防護具の配備
- 適切な清掃・衛生化手段の実施
- (各国の)感染防止の為の各種自粛措置の基準に合わせた業務再編
- 職場の安全委員会に労働者代表を参加させ、COVID-19 の脅威を特定、回避、緩和、対処する手順を確立すること。そうした委員会が存在しない場合は直ちに設置すること。
- 団体交渉を通じた相互合意に基づく手段による、全ての労働者の賃金保護および給与全額支払いの確保

運輸行政当局は、使用者と共に海洋・港湾施設の運営者が管理責任を果たすこと、また、安全でない労働を拒否する権利が労働者にあるという神聖な原則が、完全に尊重されるよう徹底しなければなりません。

また、COVID-19 は世界経済の健全性にも影響を及ぼしています。国際労働機関(ILO)は、世界中で 2,500 万人の雇用が失われる可能性があり、これが港湾労働者に影響を与えるだろうと予測しています。ITF 港湾部会は、この困難な時期に労働者を保護するために次のような措置を講じるよう各国とその地方自治体に呼びかけて

います：

- 所得補償(失業した際の失業手当を含む)
- 作業中に労働者が COVID-19 にさらされた場合の医療および検査へのアクセス
- 有給の病気休暇と収入保護、社会的保護を全ての労働者に直ちに拡大すること
- COVID-19 に感染した、または感染のリスクがある労働者に対し、有給休暇や有給の病気休暇の形での休暇を初日から保障すること
- COVID-19 やその対応による悪影響を受ける非標準的な雇用形態や業務契約者を含む、全ての労働者を対象とした補償基金の設立
- 雇用と経済を維持し、労働者の賃金と福利厚生を守り、中小企業(SME)を保護することを目的とする国の支出による景気刺激策を発動すること

ITF 港湾部会は状況を積極的に監視しており、仲間の港湾労働者がリスクにさらされないよう加盟組合と協力していく所存です。この間、定期的に情報を提供していきます。また、各国で実施されている保護対策の情報や事例を共有してください。さらに、使用者や監督官庁による不備があれば、港湾部会まで情報提供をお願いします。ご連絡はエンリコ・トートラノ([Tortolano\\_Enrico@itf.org.uk](mailto:Tortolano_Enrico@itf.org.uk))までお願いします。

この危機の中、我々は世界中の仲間と引き続き連帯してまいります。

連帯をこめて

港湾部会コーディネーター

エンリコ・トートラノ